

加入金徴収基準及び払込の方法

加入金及び会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1 加入金徴収基準

法人 10,000円 個人 5,000円

2 会費徴収基準

(1) 年間会費を次の基準により徴収する。

[個人の場合]

従業者が1人～2人の場合	8,000円以上	(注：従業者には経営者、家族従業者、臨時従業者
” 3人～5人の場合	10,000円以上	も含める、但し、臨時従業者は年間の平均人数を
” 6人以上の場合	12,000円以上	1人0.5人で換算する。[1人未満切り捨て]。)

[法人の場合]

従業者	資 本 金						
	500万円まで	1,000万円まで	2,000万円まで	3,000万円まで	4,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円超
5人まで	14,000円以上	16,000円以上	18,000円以上	20,000円以上	25,000円以上	35,000円以上	40,000円以上
10人まで	16,000円以上	18,000円以上	20,000円以上	25,000円以上	35,000円以上	40,000円以上	45,000円以上
15人まで	18,000円以上	20,000円以上	25,000円以上	35,000円以上	40,000円以上	45,000円以上	50,000円以上
20人まで	20,000円以上	25,000円以上	35,000円以上	40,000円以上	45,000円以上	50,000円以上	60,000円以上
30人まで	25,000円以上	35,000円以上	40,000円以上	45,000円以上	50,000円以上	60,000円以上	70,000円以上
40人まで	35,000円以上	40,000円以上	45,000円以上	50,000円以上	60,000円以上	70,000円以上	80,000円以上
50人まで	40,000円以上	45,000円以上	50,000円以上	60,000円以上	70,000円以上	80,000円以上	90,000円以上
50人超	45,000円以上	50,000円以上	60,000円以上	70,000円以上	80,000円以上	90,000円以上	100,000円以上

[特大会員]

資本金が、5,000万円を超える事業所、または、地域において名実ともに牽引的存在にある事業所	100,000円
--	----------

[大規模小売店舗]

売場面積3,000㎡以上	100,000円	売場面積1,000㎡以上3,000㎡未満	50,000円
--------------	----------	----------------------	---------

(2) 但し学校、保育園、幼稚園のように公共的福祉事業に携わる団体等において申込時の契約により、基準の最低限を下まわらない範囲で申込むことができる。

(3) 但し、法人の支社等においては、表の資本金を本社資本金に、従業者数を支社等の従業者数にそれぞれ読み替えるものとする。

3 加入金及び会費の払込み方法

(1) 会員が直接持参するか又は本会指定の銀行口座に払込むものとする。

(2) 事務局職員により徴収する。

4 会費の納期

(1) 毎会計年度初めより9月末日とする。但し、前期、後期と2期に分けて分納することができるものとし、後期分の納期は11月末日までとする。

(2) 新たに入会するものは、加入月を含めて月割で入会時に一括徴収する。但し、10円未満の端数は切り捨てる。